

## 高知大学学生・教育支援機構規則

平成 27 年 3 月 25 日  
規 則 第 122 号

最終改正 令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 29 条第 1 項の規定に基づき高知大学（以下「本学」という。）に設置する高知大学学生・教育支援機構（以下「機構」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、学生的人間的資質及び能力の養成に必要な教育及び学生支援の戦略的企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の教育及び学生支援活動の充実発展に寄与することを目的とする。目的を達成するため、機構は各学部及び研究科その他関連する組織等と相互に連携を図るものとする。

(組織)

第 3 条 機構は、以下に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 学び創造センター長
- (3) データサイエンスセンター長
- (4) グローバル教育支援センター長
- (5) 教師教育センター長
- (6) 希望創発センター長
- (7) 学務部長
- (8) その他機構長が必要と認めた者

(機構長)

第 4 条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、理事（教育担当）をもって充てる。

(機構会議)

第 5 条 機構に、第 3 条に掲げる者をもって組織する機構会議を置く。

- 2 機構会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学び創造センター、データサイエンスセンター、グローバル教育支援センター、

教師教育センター及び希望創発センター（以下「各センター」という。）の運営に関する重要事項

(2) 各センターの活動状況及び自己点検・評価に関する事項

(3) その他機構に関する事項

3 機構会議の議長は、機構長をもって充てる。

4 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 機構会議は、議長がこれを招集するものとし、議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 機構会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第3条第2号から第7号までに掲げる委員が都合により出席できない場合は、代理出席を認めるものとする。

7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第6条 削除

(事務)

第7条 機構の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規則第73号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第90号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 高知大学学生・教育支援機構リエゾンオフィス規則（平成26年規則第123号）は、廃止する。

附 則（令和4年10月3日規則第53号）

この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年10月1日から適用する。